

質問書に対する回答

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 宮入 徹往

(工事名) 道東自動車道 長流枝スマート I C 電気設備工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	特記仕様書 9-1-2 周囲条件 (温度) 周囲温度について-30℃の記載がありますが、 「特記仕様書 9-5 発進制御機」について斜め開き製品は機構上-30℃対応不可であり駆動部への温度対策は構造上できないため、垂直開閉機構の発進制御機に変更して-30℃対応することで良いですか。	交付図書に一部誤りがあるため交付図書を訂正いたします。
2	特記仕様書 9-1-2 周囲条件 (温度) 周囲温度について-30℃の記載がありますが、 「特記仕様書 9-8 通行券発券機」について発券部単体では-30℃対応ができないため、装置動作を保証する対策として専用ブースを用いて温度対策することで良いでしょうか。 その場合、アイランド上の機器配置に影響がある可能性があり、設置場所は別途ご協議で良いでしょうか。	交付図書に一部誤りがあるため交付図書を訂正いたします。
3	発注図 110 ページ 帯広管理事務所 中継方式図 DTK(2M デジタル対電話機トランク)については VoIP 向けに回線分割できないため、LC (アナログライン) 接続としたいのですが宜しいでしょうか。	設計図書のとおりとします。
4	特記仕様書 1-18 関係官公署及び関係会社への手続きに関する事項 申請及び申込等の手続きに関連する資料は受注者において作成するものとする記載があるが北海道総合通信局へ提出する無線局申請は、官公署へ申請のため行政書士法に抵触すると考えます。 また、(財)道路システム高度化推進機構 (ITS サービス高度化機構)	工事円滑化ガイドラインに記載のとおり、官公署へ申請する資料の作成及び官公署への申請は発注者で実施します。『申請及び申込等の手続きに関連する資料』とは行政書士法に抵触しない範囲での補助資料です。

	<p>へ申請するETCセキュリティについても元国交省所管のため官公署と判断される可能性があります。</p> <p>つきましては上記記載の申請書について作成区分をお示しいただけますでしょうか。</p>	
--	---	--

以 上